令和５年２月16日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
の周知について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、日本医師会を通じ、標記の事務連絡について周知方依頼がありました。

医療用医薬品の流通改善については、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題の改善を図るため、平成30年１月に「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が作成されており、その後、令和３年11月に医薬品取引の環境変化を踏まえた改訂が行われ、令和４年１月から適用されているところです。

本事務連絡は、医療用医薬品の流通に関わる全ての関係者が、その取引等において基本的なルールを遵守していくことで、今後の更なる流通改善を図っていくために、適用から１年が経過する機会に、改めてガイドラインの周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267